

Contents *****

特集：歴史に学ぶ「大統領弾劾！」の行方	1p
<今週の”The Economist”誌から>	
”Hong Kong in revolt” 「香港動乱」	7p
<From the Editor> 札幌にて	8p

特集：歴史に学ぶ「大統領弾劾！」の行方

本誌の過去 20 年間に於いて、米国大統領やその選挙のことを何度取り上げたかわかりません。ところが、「米大統領の弾劾」を正面から取り上げたことは 1 度もなかったことに気がつきました。これではいけません。11 月の度重なる下院公聴会の結果、トランプ大統領の弾劾訴追はもはや避けられない情勢と言っていいでしょう。

「下院での弾劾訴追は確実だが、上院で罷免になる確率はゼロ」というのが衆目の一致するところ。しかし、大統領弾劾に関する過去の歴史を少し掘り下げるだけで、興味深い事実が数多く見つかります。何しろ現在は、1998 年から 99 年のクリントン弾劾とほぼ同じ日程で進んでいる。それではこの先はどうなるのか。トランプ攻撃は、民主党にとっての「ブーメラン」になるのではないか、と思えてなりません。

●あまりにも天真爛漫な職権乱用

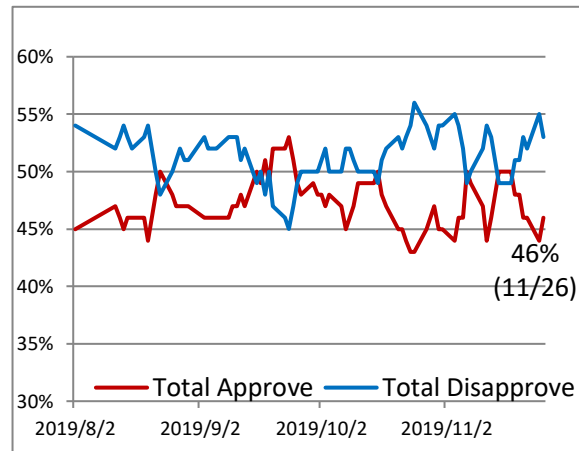
「ロシアゲート」によるトランプ大統領弾劾の可能性がささやかれ、モラー特別検察官の捜査に注目が集まっていたのはそれほど古いことではない。

今年 3 月 24 日に公表されたモラー報告書が、「ロシアとの共謀を示す動かぬ証拠はない」「意図的な司法妨害を完全には証明できず」と結論したところ、トランプ大統領は早速、人気ドラマ”Game of Thrones”のパロディをツイートし、”No Collusion, No Obstruction”（共謀はナシ、司法妨害もナシ！）とはしゃいだものだ（次ページ参照）。もっとも報告書は、大統領周辺に違法行為が蔓延していたことも指摘している。モラー氏の真意は、「司法省には大統領を罪に問うことはできない。責任追及は議会の責任で」であった。

ところが 7 月になったら、大統領は自らの手で新たな疑惑を作り上げてしまった。それが「ウクライナ疑惑」である。ロシアゲートからウクライナゲートへ。つくづく懲りない大統領ともいえるが、お得意の「プロレス」を仕掛けていているような気がする。



Rasmussen Reports Daily (政権支持率)



ウクライナのゼレンスキー大統領に対し、トランプ大統領はジョー・バイデン元副大統領の次男、ハンター・バイデン氏に関する汚職問題の捜査を直接、要求した。そのためには軍事援助を差し止める（ウクライナはロシアと交戦中なのに！）という脅しまで使った。言うまでもなく、バイデン氏は来年の大統領選におけるフロントランナーだ。外交を利用して私的な政治目的を追求しており、明々白々なる大統領職権の乱用である。

この問題に対し、下院民主党は公開・非公開併せて公聴会を何度も実施したところ、対ウクライナ外交に関与した外交官、安全保障や情報の専門家などから、「見返り要求はあった」「ジュリアーニ元 NY 市長などによる非公式外交チャネルがあった」との証言が得られた。彼らは国益をわきまえないボスに辟易しており、証言の信憑性は高そうである。

しかもこの間、トランプ大統領は証人になったヨヴァノヴィッチ前ウクライナ大使を脅すツイートを生発している。これも立派な「証人脅迫罪」を構成し得る。わざわざ敵に攻撃材料を与えているようなもので、「弾劾してください」と言わんばかりである。

それではこの間に政権支持率が大きく低下したかという点、そうでもない。いつものラスムッセンのデータを確認すると、支持率に多少のデコボコができていたとはいえ、大きく崩れるという感じではない。11月18日には、「ラスムッセンで支持率 50%」という毎度おなじみのツイートが飛び出したほどである。トランプ大統領がこの手のツイートをするのは、筆者が気づいただけでも 10 回程度になるだろう。

あらためて、ウクライナで具体的にどんな悪事が行われたかと考えると、たいした実害はないのである。ウクライナ政府は別にバイデン親子の捜査をしたわけではない（その代わり、ハンター氏に関する疑惑は一躍有名になってしまった）。軍事援助も差し止めになったわけではない。あいかわらず無茶な外交をやっているのだが、コアなトランプ支持者には、「また大統領への不当な攻撃が行われている」と映っていることだろう。

こうしてみると、「大統領弾劾」はトランプ氏にむしろ追い風を送っているようなものではないか。民主党はまんまとプロレスに乗せられているように感じるのである。

●「大統領弾劾」という制度はなぜできたか

それではこの弾劾という制度はどのような規定なのか。合衆国憲法¹を読み返してみると、この制度は立法、行政、司法という三権が相互に牽制するために埋め込まれた仕組みであることが窺える。大統領以下の行政府高官は立法府のチェックを受けるが、それは司法の例外と位置付けられている。その成否を決めるのは、上院における弾劾裁判である。

合衆国建国の父たちは、権力の暴走を食い止めるための重要な防波堤として、「弾劾」という制度を位置付けたのであろう。

第1章 立法府

第2条 下院

〔第5項〕下院は、議長その他の役員を選任する。弾劾の訴追権限は下院に専属する。

第3条 上院

〔第6項〕すべての弾劾を裁判する権限は、上院に専属する。この目的のために集会するときには、議員は、宣誓または宣誓に代る確約をしなければならない。合衆国大統領が弾劾裁判を受ける場合には、最高裁判所長官が裁判長となる。何人も、出席議員の3分の2の同意がなければ、有罪の判決を受けることはない。

〔第7項〕弾劾事件の判決は、職務からの罷免、および名誉、信任または報酬を伴う合衆国の官職に就任し在職する資格の剥奪以上に及んではならない。但し、弾劾につき有罪判決を受けた者が、法にもとづいて、起訴、公判、判決、または処罰の対象となることを妨げない。

第2章 行政府

第4条〔弾劾〕大統領、副大統領および合衆国のすべての文官は、反逆罪、収賄罪その他の重大な罪または軽罪につき弾劾の訴追を受け、有罪の判決を受けたときは、その職を解かれる。

第3章 司法

第2条〔連邦裁判所の管轄事項〕

〔第3項〕弾劾事件を除き、すべての犯罪の裁判は、陪審によって行われなければならない。

ところがよく知られている通り、大統領の弾劾は過去に2回しか行われていない。1度目は1868年（明治維新の年！）のアンドリュー・ジョンソン大統領（第17代）である。リンカーン大統領の暗殺に伴う副大統領からの昇格で、もともと南部出身者であったこともあり、議会における信認は低かった。たぶんに政治的な色彩の濃い「弾劾」が行われたが、上院での裁判の票数は必要な「3分の2」に1票届かず、無罪とされている。

その次がリチャード・ニクソン大統領（第37代）である。この時は、下院司法委員会が弾劾を勧告した時点でニクソン大統領は辞任してしまう。ウォーターゲート事件という「大統領の犯罪」に当時の世論は沸騰し、弾劾訴追から成立は避けられないところであっただろう。お陰でニクソンは、米国史で唯一、辞任した大統領として名を残している。

¹ <https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2566/>

そしてもうひとつの弾劾は、ビル・クリントン大統領（第 42 代）である。「大統領のセックスキャンダル」というセンセーショナルな事件であったが、あれからもう 21 年が経過している。さて、あのときはどんなことが起きたのか。

●クリントン弾劾のケースを振り返る

往時を振り返る際に、役に立つのが阿川尚之著『憲法で読むアメリカ現代史』（NTT 出版）である²。法律家の手によるだけあって、事実関係が正確かつ明晰に描かれている。

これを読んで驚いたのは、現在のトランプ弾劾が 21 年前とほぼ同じ日程で進行中なことである。

<1998 年>

11 月 19 日、下院が弾劾に関する公聴会を開始

12 月 8-9 日、大統領側の証言

12 月 11-12 日、下院司法委員会が弾劾を勧告（弾劾状を作成）

12 月 18-19 日、下院本会議が 13 時間半の審議。①偽証罪、②司法妨害で弾劾訴追を可決。

<1999 年>

1 月 7 日、最高裁長官の下で弾劾裁判始まる（裁判長役）

1 月 14-16 日、下院議員による冒頭陳述。証拠提出（検察役）

1 月 19-21 日、大統領代理人による反対弁論（弁護役）

1 月 22-23 日、上院議員による質問（陪審員役）

1 月 27 日、審議打ち切りの動議提出→56 対 44 で否決

2 月 6 日、モニカ・ルインスキーの証言ビデオを放映

2 月 8 日、最終弁論（双方 3 時間ずつ）

2 月 12 日、結審→①は 45 対 55、②は 50 対 50 で 2/3 に達せず→クリントン大統領は無罪に！

11 月下旬に下院で公聴会が行われ、最終週は「感謝祭」で議会はお休みとなる。そして 12 月から弾劾手続きが始まり、司法委員会が「弾劾状」を作成して大統領の罪状を絞り込んだ。長時間にわたる審議の結果、12 月 19 日に下院は、①大陪審への偽証を 228 対 206 で、②司法手続きの妨害を 221 対 212 という僅差で可決する。

年明けから舞台は上院に移る。弾劾裁判は実際の裁判とほぼ同じ形で行われる。連邦最高裁長官が裁判長になり、下院議員数名が検察役となり、大統領にはもちろん弁護人がつき（と言っても、大統領は出廷しない）、上院議員 100 人が陪審員となる。最後は最高裁長官が上院議員全員に問いかけ、ひとりずつが「有罪」あるいは「無罪」と答える。結局、1 月 7 日に始まった弾劾裁判は 2 月 12 日に結審となり、クリントン大統領の無罪が決まった。1 か月と少々の時間が必要だったことになる。

現在のトランプ大統領弾劾も、これとほぼ同じ日程となるだろう。12 月 20 日が暫定予算の期限なので、おそらくはこの日まで議会は延長となる。そして最終日に暫定予算の再延長を決めた上で、同日に下院が弾劾訴追を審議する。民主党が過半数を有しているので、成立はほぼ間違いない。翌日から議会はクリスマス休会ということになる。

² <http://www.nttpub.co.jp/webnttpub/contents/america/index.html> ←ありがたいことにネットでも読める。

クリントン弾劾は、何しろ 131 年前ぶりの事態であった。ときの多数党であった共和党院内総務のトレント・ロットは、「なるべく先例通りに」と事務方に指示した。歴史に造詣の深いレンキスト最高裁長官も、細かな点も含めて先例の再現に努力した。

例えば 100 人の上院議員は、ずっと自席に居なければならない。普段の米議会では、議員は「出入り自由」で、ときには議員の発言を誰も聞いておらず、書記官だけが黙々とメモしている、なんてことだってある。しかし、いやしくも大統領の裁判をやっているのだから、その期間中はちゃんと席に居ろ、ということであろう。

もし 21 年前のクリントン弾劾が先例となると、この点は重要な分かれ道となる。2020 年の場合は、2 月に予備選挙が始まってしまうのだ。

●2020 年大統領予備選に影響してしまう！

クリントンのケースでは 5 週間程度がかかっている。この間、上院議員が議会に拘束されてしまうとなると、彼らはアイオワ州党員集会（2 月 3 日）やニューハンプシャー州予備選挙（2 月 11 日）の遊説には出られないことになってしまう。

ところが民主党の大統領候補の中で、有力 5 候補の中にはエリザベス・ウォーレン、バーニー・サンダース、カーマラ・ハリスと 3 人も上院議員が入るのである。さらにはエイミー・クロブチャー、コリー・ブッカー、マイケル・ベネットも手を上げているから、47 人しかいない野党の上院議員のうち、実に 6 人も大統領候補者、という変なことが起きている。彼らはいったいどうするのであろうか。

○現時点の民主党有力候補（RCP Average 11/17-26）

1. ジョー・バイデン元副大統領（デラウェア州）	1943.11.20 生	27.0%
2. バーニー・サンダース 上院議員 （バーモント州）	1941.9.8 生	18.3%
3. エリザベス・ウォーレン 上院議員 （マサチューセッツ州）	1949.6.22 生	15.8%
4. ピート・ブティージェッジ市長（インディアナ州）	1982.1.19 生	11.0%
5. カーマラ・ハリス 上院議員 （カリフォルニア州）	1964.10.20 生	3.8%

さらに弾劾裁判となれば、共和党側から「バイデン親子を証人に呼べ」といった声が飛び出すかもしれない。こうなると、議会に議席を持たないブティージェッジ市長が有利なポジションを得る。RCP のデータで行くと、同氏は既にアイオワ州、ニューハンプシャー州の支持率で首位に立っている。他方、共和党の保守派から見れば、「30 代で政治経験の浅い LGBT 候補者」が挑戦してくれるのなら笑いが止まらない、という見方もできよう。

あるいは今までのパターンを離れ、アイオワ州、ニューハンプシャー州などの序盤州が重要性を失う可能性もある。この場合、「後出しジャンケン」で、3 月 3 日のスーパーチューズデーからの参戦を決めたマイケル・ブルームバーグ元 NY 市長などが、絶好のスタートを切ることができるかもしれない。

共和党内部には、「弾劾裁判を早く終わらせたい」という声もあるようだ。その場合、「棄却動議」を提出して、過半数の同意を得て審議を打ち切ってしまうという手が考えられる。ただし実際の公判では、ロムニー上院議員など数名の「反トランプ派」が反対に回るだろう。審議打ち切りは、実際には困難と見られている。

●民主党にとってブーメランになる？

ところでこの事態、ナンシー・ペロシー議長は気づいていたのだろうか。彼女はクリントン弾劾当時のことをよく覚えており、もともと弾劾には反対であった。実際に 1998 年 11 月の中間選挙では、共和党が予想外に議席を減らしているのである。

しかしこれだけトランプ大統領の行いがあからさまで、しかも証人が大勢出てくると、さすがに後には引けなくなった。同時に、党内左派の「弾劾すべし」の声を抑え込めなくなったものと推察する。

あらためて「弾劾のメリット、デメリット」を考えてみると以下のようなになる。

＜弾劾すべきでない理由＞

- * 弾劾成立には共和党議員 20 人の造反が必要であり、ハードルが高すぎる。
- * 得てして弾劾をすると、野党の側が選挙では不利になる。
- * トランプ氏を罷免できたとしても、刑法上の罪に問うことができない。
- * 仮に大統領が罷免になっても、マイク・ペンス副大統領が昇格するだけ³。

＜敢えて弾劾すべきである理由＞

- * 大統領弾劾に足る行為があったのだから、敢えて結果を考えるべきではない。
- * このまま大統領の罪を見逃すと、ロシア、ウクライナに続く第 3 の疑惑を招く。
- * 共和党の上院議員に「踏み絵」を迫り、議会選挙を有利に運ぶことができる。

つまり、トランプ氏の権限乱用を見過ごすことは正義にもとる。とはいえ、弾劾は政治的にはあまり賢明とは言い難い、ということになりそうだ。

さて、もしも 1998～99 年の日程をそのままたどることになると、もうひとつ興味深い訓が得られる。21 年前の弾劾裁判では、期間中にクリントン大統領が一般教書演説を行っている。これも前代未聞の事態であったが、そこでクリントンは“My fellow Americans, I stand before you to report that the states of our union is strong.”（国民の皆さん、今日ここに我が国の現状は強固であることを報告します）という名文句で喝采を浴びた。絶好調の米国経済を誇った 77 分間の演説は、何度も拍手によって中断されたのである。

トランプ大統領も、来年 1 月下旬に「弾劾裁判中の一般教書演説」を行うことになる公算が高い。これも来年早々の見どころということになる。

³ ウクライナ疑惑でペンス副大統領が連座すれば、今度はペロシー下院議長が大統領に昇格する、というウルトラ C のようなシナリオもあり得る。

＜今週の”The Economist”誌から＞

”Hong Kong in revolt”

「香港動乱」

Cover story

November 23rd, 2019

＊先週末、地方選挙直前の香港を描いた The Economist 誌のカバーストーリーです。この手の「西側世論」に中国は反発するでしょうが、説得力のある予言と言わざるを得ません。

＜抄訳＞

香港理工大学のキャンパスは要塞と化した。黒装束に黒覆面の若者たちは、警官隊の催涙弾や放水にもひるまない。反政府デモが始まって5カ月、今や抗議活動は命懸けだ。

大量流血は今のところ避けられている。それでも香港は危機の渦中だ。6月のデモのように200万人が参加することはなくなった。逆に破壊行為や火炎瓶が加わっている。それでも一般市民の支持は揺るがない。11月24日の地方議会選挙では大勢の市民が足を運ぶだろう。香港政府は逃亡犯条例を撤回したが、平静は戻らない。抗議活動は継続するだろう。

北京の共産党は、軍隊投入による鎮圧には消極的なようだ。こんな問題は勘弁してほしい、との声さえある。それでも彼らは逃げられない。習近平の強権政治と、それに対する怒りが原因なのだから。怒りは香港のみならず、中国の周辺部全体に広がっている。

毛沢東が1949年に建国したときの中国は、香港は英国、マカオはポルトガル、台湾は国民党支配で、チベットの仏教徒、新疆のイスラム教徒に北京の支配は及んでいなかった。それから70年が過ぎ、共産党の野望は完成には程遠い。台湾は事実上の独立で、1月の総統選及び立法院選では与党が勝利しそうだ。「今日の香港は明日の台湾」とのスローガンが共感を呼んでいる。2012年の習近平登場から、香港の自由は奪われ、台湾は軍事的に威嚇されてきた。豊かで民主的な島には、独裁国家に呑みこまれたい者などほとんどいない。

チベットと新疆は静かだが、それは脅されているから。新疆政府はウイグル人100万人をキャンプに収容した。NYタイムズ紙が暴露した中国政府文書は恐るべき実態を描いている。職業訓練の名目でイスラム過激派排除に必要だとする。いつか暴発を招くだけだろう。

「今日の新疆、明日の香港」との標語もある。彼らが共産党を恐れるのは当然だ。たとえ武器を使わなくとも、反対勢力は潰すべきと考えている。今週、米議会は全会一致で香港人権法案を可決した。それでも中国は引き締めと愛国教育の強化を目指している。

習近平氏は、2049年の建国100年までに偉大なる復興を唱える。強く、民主的で、先進文化、調和と美の国になるのだと。が、征服された周辺部の数百万人は怒り狂うだろう。

新疆文書がリークされたのは、全ての党官僚が習氏に賛同していない証拠だろう。周辺部の動乱は中央にも広がり得る。近隣国も疑念を持つ。インドはチベット武装を警戒する。中台海峡の緊張も米中戦争を招きかねない。力だけでは、共産党の支配は持続不能だ。

「一国二制度」は2047年に終わる。香港はそれ以前に中国化されそうだ。ゆえに抗議活動は先鋭的なものになる。習氏が説く調和は、だからこそ得られないのである。

<From the Editor> 札幌にて

先週は札幌に行ってきました。この季節、首都圏との気温差はまことに大きい。新千歳空港に着いた瞬間にぶるっと来ました。それでも札幌市を道行く人たちは完全防備の装いで、寒さには慣れている様子。特にすすきの遅い時間まで賑わってありました。

会う人ごとに、「オリンピックのマラソンは大丈夫ですか？」と聞いてみました。皆さん、異口同音におっしゃるのは「夏のビアガーデンが…」。

え、あなたたち、相手はオリンピックですよ、マラソンですよ、全世界中継ですよ。そんなときにビールじゃないでしょう、と突っ込みを入れたくなるのだが、それがホンネのようなのだ。

札幌の短い夏、7月下旬から8月中旬の風物詩が「さっぽろ大通ビアガーデン」なのである⁴。大通公園の5丁目から11丁目まで、ビール大手4社に海外産や地ビールまで含めて、実に1万3000席がずらりと並ぶ。そこで明るいうちからジョッキを傾けるのが当地の大いなる楽しみであるのに、そんなところへマラソンランナーが縦断されたら一大事。それに私たち、夏季五輪の種目はそんなに関心ないし…ということのようである。

地元の観光関係者に聴くと、「あー、コースを変えましたからもう大丈夫。ビアガーデンの問題はクリアできました」「まあ、これでIOCに札幌を売り込めば、2030年の冬季五輪誘致がやりやすくなりますし…」とのこと。

傍目から見ると、札幌でマラソンの実施が決まったのは、「買ってもいない宝くじが当たったような幸運」であって、まじめな話、東京では悔しがっている人も少なくありません。ところが現地においては、「厄介なことよのう」という受け止めが多いようです。

そもそもマラソンのコースを設定するためには、42.195キロの正確な測量が必要になる。既に雪が降り始めているので、その作業はほぼ不可能。来年春の雪解けを待たなければなりません。ボランティアの動員も足りるのだろうか。ホテル事情もすでにパンパンの状態であって、これ以上、外国人が増えてもねえ…との声もある。聞いているうちに、うーん、なるほど、これは降ってわいた災難なのかもしれない、と思えてきました。

ちょうど週末は、札幌・真駒内スケートリンクでフィギュアスケートのNHK杯が準備されていました。札幌駅前ではパブリックビューイングのスポットができていて、ええっ、こんな寒いのに皆さん、屋外でテレビを見るんですか？と驚いてしまった。まあ、そこは皆さん、寒さには慣れておられるし、やっぱり羽生結弦選手は見たいじゃないですか。

当方とは言えば、昼に内外情勢調査会札幌支部での仕事を終えて、それから飛行機に乗って帰ってくると、ちゃんと自宅でNHK杯がテレビで見られてしまう。ありがたいことなのである。それにしても、羽生くんはショートもフリーも入神の演技でしたねえ。

* 次号は2019年12月13日（金）にお送りします。

⁴ <http://sapporo-natsu.com/beer-garden/> ←これを見ると本当に楽しそうです。

編集者敬白

本レポートの内容は担当者個人の見解に基づいており、双日株式会社および株式会社双日総合研究所の見解を示すものではありません。ご要望、問い合わせ等は下記あてにお願いします。

〒100-8691 東京都千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビル <http://www.sojitz-soken.com/>

双日総合研究所 吉崎達彦 TEL:(03)6871-2195 FAX:(03)6871-4945

E-mail: yoshizaki.tatsuhiko@sojitz.com